

石運輸第138号の2  
令和6年6月24日

一般旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第150号の2  
令和6年5月20日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示を一部改正したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

公示第10号

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第23号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年5月20日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○個人タクシー事業の申請に対する審査基準について

新	旧
<p data-bbox="524 316 689 339">公 示</p> <p data-bbox="114 384 271 408">公示第 2 3 号</p> <p data-bbox="192 453 801 477">個人タクシー事業の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="114 560 1104 722">個人タクシー事業（道路運送法第 4 条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="165 767 405 791">平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="562 836 936 860">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="591 904 622 928">記</p> <p data-bbox="120 1019 1099 1086">1. 人口が概ね 3 0 万人以上の都市を含む営業区域等における許可（法第 4 条第 1 項）</p> <p data-bbox="129 1150 300 1174">(1) 営業区域</p> <p data-bbox="181 1193 1104 1305">道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 5 条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める次の①～⑤のいずれかを営業区域とするものであること。</p> <p data-bbox="181 1324 1104 1390">① 新潟交通圏（新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の</p>	<p data-bbox="1608 240 1639 264">旧</p> <p data-bbox="1541 316 1706 339">公 示</p> <p data-bbox="1133 384 1290 408">公示第 2 3 号</p> <p data-bbox="1211 453 1821 477">個人タクシー事業の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="1133 560 2123 722">個人タクシー事業（道路運送法第 4 条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1184 767 1424 791">平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="1581 836 1955 860">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1610 904 1641 928">記</p> <p data-bbox="1146 1019 2125 1086">1. 人口が概ね 3 0 万人以上の都市を含む営業区域等における許可（法第 4 条第 1 項）</p> <p data-bbox="1155 1150 1326 1174">(1) 営業区域</p> <p data-bbox="1207 1193 2130 1305">道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 5 条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める次の①～⑤のいずれかを営業区域とするものであること。</p> <p data-bbox="1207 1324 2130 1390">① 新潟交通圏（新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の</p>

区域)、北蒲原郡聖籠町の区域)

- ② 金沢交通圏(金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域)、かほく市、野々市市、河北郡の区域)
- ③ 富山交通圏(富山市の区域)
- ④ 長野交通圏(長野市A(長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科郡の区域)
- ⑤ 松本交通圏(松本市A(松本市のうち、平成17年4月1日合併前の松本市及び平成17年4月1日に編入された旧南安曇郡安曇村・奈川村の区域並びに平成22年3月31日に編入された旧東筑摩郡波田町の区域)、塩尻市A(塩尻市のうち、平成17年4月1日合併前の塩尻市の区域)、東筑摩郡山形村・朝日村の区域)

(2) 年齢

申請日現在の年齢が満65歳未満であること。

(3) 運転経歴等

- ① 有効な第二種運転免許(普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。)を有していること。
- ② 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

(4) 法令遵守状況

- ① 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。

区域)、北蒲原郡聖籠町の区域)

- ② 金沢交通圏(金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域)、かほく市、野々市市、河北郡の区域)
- ③ 富山交通圏(富山市の区域)
- ④ 長野交通圏(長野市A(長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科郡の区域)
- ⑤ 松本交通圏(松本市A(松本市のうち、平成17年4月1日合併前の松本市及び平成17年4月1日に編入された旧南安曇郡安曇村・奈川村の区域並びに平成22年3月31日に編入された旧東筑摩郡波田町の区域)、塩尻市A(塩尻市のうち、平成17年4月1日合併前の塩尻市の区域)、東筑摩郡山形村・朝日村の区域)

(2) 年齢

申請日現在の年齢が満65歳未満であること。

(3) 運転経歴等

- ① 有効な第二種運転免許(普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。)を有していること。
- ② 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

(4) 法令遵守状況

- ① 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。

(イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分

(ロ) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による運転免許の取消し処分

(ハ) タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分

(ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分

(ホ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(ヘ) 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分

(ト) 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第 23 条の 3 の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

② 申請日以前 3 年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の 1 年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が 1 点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか 1 回に限っては、違反がないものとみなす。

(イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分

(ロ) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による運転免許の取消し処分

(ハ) タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分

(ニ) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分

(ホ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(ヘ) 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分

(ト) 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第 23 条の 3 の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

② 申請日以前 3 年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の 1 年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が 1 点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか 1 回に限っては、違反がないものとみなす。

③ ①又は②の違反により現に公訴を提起されていないこと。

④ 法令遵守状況については、申請者からの宣誓書によって判断することとするが、必要に応じ犯歴照会を行うこととする。

また、②については、指定する一定の時期に自動車安全運転センターが発行する過去5年間の記録を証明する運転記録証明書によって確認することとする。

運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号。以下、「試験実施公示」という。）」Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は、試験合格後に指定する期日までに提出するものとする。

⑤ ①～③について、許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消し処分の手続きを行うこととする。

#### (5) 資金計画

① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)～(ニ)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

(イ) 設備資金（(ハ)を除く。）

原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）

(ロ) 運転資金

70万円以上

(ハ) 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

(ニ) 保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客

③ ①又は②の違反により現に公訴を提起されていないこと。

④ 法令遵守状況については、申請者からの宣誓書によって判断することとするが、必要に応じ犯歴照会を行うこととする。

また、②については、指定する一定の時期に自動車安全運転センターが発行する過去5年間の記録を証明する運転記録証明書によって確認することとする。

運転記録証明書の提出は、「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験について（平成14年7月1日付け公示第25号。以下、「試験実施公示」という。）」Ⅲ. 1. に規定する試験対象者（以下「申請後受験者」という。）による申請の場合は、試験合格後に指定する期日までに提出するものとする。

⑤ ①～③について、許可後において、基準に合致していなかったことが判明した場合には、直ちに許可の取消し処分の手続きを行うこととする。

#### (5) 資金計画

① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の(イ)～(ニ)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

(イ) 設備資金（(ハ)を除く。）

原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）

(ロ) 運転資金

70万円以上

(ハ) 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

(ニ) 保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客

その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

- ② 所要資金の100%以上の自己資金（申請者本人名義の預貯金等であって、家族名義の預貯金等は含まない。）が、申請日以降常時確保されていること。

なお、預貯金等には、現金、手形、小切手を含まないものとする。

#### (6) 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。  
② 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。  
③ 使用権原を有するものであること。

使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。

- ④ 拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

#### (7) 事業用自動車

- ① 使用権原を有するものであること。

使用権原を有するものの確認は、購入の場合は購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）、リースの場合は契約期間が概ね1年以上のリース契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出により行う。

なお、当該拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場

その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

- ② 所要資金の100%以上の自己資金（申請者本人名義の預貯金等であって、家族名義の預貯金等は含まない。）が、申請日以降常時確保されていること。

なお、預貯金等には、現金、手形、小切手を含まないものとする。

#### (6) 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 申請する営業区域内にあり、住居と営業所が同一であること。  
② 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。  
③ 使用権原を有するものであること。

使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書（契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。）の提示又は写しの提出により行う。

- ④ 拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

#### (7) 事業用自動車

使用権原を有するものであること。

使用権原を有するものの確認は、購入の場合は購入契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）、リースの場合は契約期間が概ね1年以上のリース契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出により行う。

なお、当該拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場



場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

② 次の(ア)～(ウ)に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。

(ア) 電子地図(電磁的方式により記録された地図(少なくとも営業区域内の旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。))をいう。以降同じ。))を当該機器の映像面に表示する機能

(イ) 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

(ウ) 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

(8) 自動車車庫

- ① 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- ② 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- ③ 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- ④ 土地、建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。

使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書(契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。)の提示又は写しの提出により行う。

- ⑤ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないものであること。

関係法令に抵触しないものの確認は、上記関係法令のいずれにも抵触しない旨の宣誓書の添付により行う。

- ⑥ 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。また、前面道路が私

場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

(8) 自動車車庫

- ① 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- ② 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- ③ 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- ④ 土地、建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。

使用権原を有するものの確認は、自己保有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書又は許可を前提とする仮契約書(契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されると認められるものを含む。)の提示又は写しの提出により行う。

- ⑤ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないものであること。

関係法令に抵触しないものの確認は、上記関係法令のいずれにも抵触しない旨の宣誓書の添付により行う。

- ⑥ 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。また、前面道路が私

道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書（前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。）、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。

- ⑦ 確保の見通しが確実であること。
- ⑧ 拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

#### (9) 健康状態及び運転に関する適性

- ① 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。

診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

- ② 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、受診証明書又は適性診断票の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

#### (10) 法令に関する知識

試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。

試験に合格した者とは、試験実施公示 I. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の（ア）から（ウ）のいずれにも該当しない者をいう。

道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書（前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。）、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。

- ⑦ 確保の見通しが確実であること。
- ⑧ 拳証資料の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

#### (9) 健康状態及び運転に関する適性

- ① 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。

診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、診断書の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

- ② 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

診断は、指定する一定の時期に受けるものとし、受診証明書又は適性診断票の提示又は写しの提出は、申請後受験者による申請の場合は試験合格後、指定する期日までに行うものとする。

#### (10) 法令及び地理に関する知識

- ① 試験実施公示で定めるところにより行う法令及び地理の試験に合格した者であること。

試験に合格した者とは、試験実施公示 I. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の（ア）から（ウ）のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 申請前に法令の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。

(イ) 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。

(ウ) 申請前合格者であって、試験実施公示Ⅱ. 5. (2)の規定により合格が無効とされた者。

(削除)

(ア) 申請前に法令及び地理の試験に合格している者（以下「申請前合格者」という。）であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。

(イ) 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。

(ウ) 申請前合格者であって、試験実施公示Ⅱ. 5. (2)の規定により合格が無効とされた者。

② 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者で、申請日以前5年間無事故無違反であった者又は申請する営業区域において、申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー運転者として雇用されている者については、地理試験を免除することとする。

③ ②の「継続して10年以上」の判断については、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合は、雇用先の変更に伴う離職期間の合計が60日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。また、雇用先のタクシー・ハイヤー事業者が複数である場合の「継続し15年以上」の判断については、申請日以前15年間における雇用先の変更に伴う離職期間の合計が90日以内である場合に限って、雇用が継続しているものとみなすこととする。

④ ②の「申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者」及び「申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者に運転者として雇用されている者」には、当初タクシー又はハイヤー運転者として雇用され引き続き運行管理者又は整備管理者に選任されている者は含まない。

⑤ ②の「申請日以前5年間無事故無違反」の確認は、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書により行うこととする。

(11) その他

申請日前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限

(11) その他

申請日前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限

の更新がなされなかった者でないこと。

(12) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号）」Ⅱ. 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

② 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、北陸信越運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期等

別に定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあつては、北陸信越運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

⑤ その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

の更新がなされなかった者でないこと。

(12) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号）」Ⅱ. 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

② 法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、北陸信越運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期等

別に定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあつては、北陸信越運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

⑤ その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

2. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）

1. (3)①、(4)、(5)、(6)①・③・④、(7)～(9)及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 営業区域

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け公示第12号）」で定める営業区域で、次の区域を除く区域。

- ① 1. (1)で指定する営業区域
- ② タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定により特定地域に指定されている営業区域
- ③ タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域に指定されている営業区域

(2) 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

(3) 運転経歴

申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。

(4) 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

- ① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなさ

2. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可（法第4条第1項）

1. (3)①、(4)、(5)、(6)①・③・④、(7)～(9)及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 営業区域

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について（平成14年7月1日付け公示第12号）」で定める営業区域で、次の区域を除く区域。

- ① 1. (1)で指定する営業区域
- ② タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定により特定地域に指定されている営業区域
- ③ タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域に指定されている営業区域

(2) 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

(3) 運転経歴

申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。

(4) 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

- ① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなさ

れていること。

- ② 申請日現在の年齢が75歳以上  
連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

(5) 法令に関する知識

北陸信越運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施通達で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

(6) 申請及び処分等の時期等

① 申請の受付

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日国自旅第406号）」Ⅱ.1.に基づき北陸信越運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

② 試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、北陸信越運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分等の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タク

れていること。

- ② 申請日現在の年齢が75歳以上  
連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

(5) 法令に関する知識

北陸信越運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施通達で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

(6) 申請及び処分等の時期等

① 申請の受付

許可の申請は、随時受け付けるものとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日国自旅第406号）」Ⅱ.1.に基づき北陸信越運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

② 試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、北陸信越運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分等の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タク

シー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、北陸信越運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

⑤ その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

3. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

(1) 新規許可等に付す期限

- ① 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。
- ② 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、3. (2)⑭の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

(2) 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

- ① 引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取消し処分を受けた場合には許可を取り消すものであること。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- ② 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- ③ 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- ④ 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー又は（個人）」と

シー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、北陸信越運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

⑤ その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

3. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

(1) 新規許可等に付す期限

- ① 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。
- ② 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、3. (2)⑭の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

(2) 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

- ① 引き続き有効な第二種運転免許を有するものであること。なお、当該第二種運転免許の取消し処分を受けた場合には許可を取り消すものであること。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- ② 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- ③ 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- ④ 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー又は（個人）」と

表示すること。

- ⑤ 月に2日以上の定期休日を定めること。
- ⑥ 北陸信越運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- ⑦ 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。
- ⑧ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく個人タクシー事業者乗務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。
- ⑨ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。
- ⑩ 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。
- ⑪ 処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すものであること。
- ⑫ 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがあること。
- ⑬ 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳の誕生日の前日（2.（4）.②により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わないものであること。
- ⑭ 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、3.（1）②により許可期限が認可の日までとなる場合にあつては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すものであること。
- ⑮ 許可等の日から1年以内に事業を開始するものであること。

（3）既存事業者の許可等に付す条件

平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」

表示すること。

- ⑤ 月に2日以上 of 定期休日を定めること。
- ⑥ 北陸信越運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- ⑦ 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。
- ⑧ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく個人タクシー事業者乗務証を、国土交通省令で定めるところにより車内に表示すること。
- ⑨ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。
- ⑩ 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受診すること。
- ⑪ 処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すものであること。
- ⑫ 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には、許可を取り消すことがあること。
- ⑬ 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳の誕生日の前日（2.（4）.②により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わないものであること。
- ⑭ 譲渡譲受認可申請が行われた場合であつて、3.（1）②により許可期限が認可の日までとなる場合にあつては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すものであること。
- ⑮ 許可等の日から1年以内に事業を開始するものであること。

（3）既存事業者の許可等に付す条件

平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」



という。)については、新法施行以降、許可等に付した期限の更新時点において、既に付されている条件から、(2)①~⑫の条件に変更する手続きを行うこととする。

#### 4. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)

1. 及び2. に定めるところに準じて審査することとする。

#### 5. 譲渡譲受及び相続の認可(法第36条第1項及び法第37条第1項)

##### (1) 譲渡譲受の認可

###### ① 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、3.(1)②が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

なお、平成14年1月31日以前に免許又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者であっても、年齢が満80歳の誕生日の前日までに、既に譲渡譲受認可申請がなされ、かつ、許可の条件において、事業者の申請により年齢が満80歳の誕生日の前日から譲渡譲受認可の日までの間、旅客の運送を行わないこととするときは、3.(1)②に準じて、許可期限を認可の日までとすることができる。この場合において、年齢が満80歳に達する日から譲渡譲受認可の日までの間については、3.(1)②が適用されており、かつ、従前の許可期限の日を過ぎているものとみなす。

(イ) 年齢が満65歳以上満80歳未満であること。

(ロ) 年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。

(ハ) 年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

という。)については、新法施行以降、許可等に付した期限の更新時点において、既に付されている条件から、(2)①~⑫の条件に変更する手続きを行うこととする。

#### 4. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)

1. 及び2. に定めるところに準じて審査することとする。

#### 5. 譲渡譲受及び相続の認可(法第36条第1項及び法第37条第1項)

##### (1) 譲渡譲受の認可

###### ① 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、3.(1)②が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

なお、平成14年1月31日以前に免許又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者であっても、年齢が満80歳の誕生日の前日までに、既に譲渡譲受認可申請がなされ、かつ、許可の条件において、事業者の申請により年齢が満80歳の誕生日の前日から譲渡譲受認可の日までの間、旅客の運送を行わないこととするときは、3.(1)②に準じて、許可期限を認可の日までとすることができる。この場合において、年齢が満80歳に達する日から譲渡譲受認可の日までの間については、3.(1)②が適用されており、かつ、従前の許可期限の日を過ぎているものとみなす。

(イ) 年齢が満65歳以上満80歳未満であること。

(ロ) 年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。

(ハ) 年齢が満65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

② 譲受人の資格要件

1. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下の者であること。

③ 申請及び処分の時期等

(イ) 申請の受付

随時受け付けるものとする。

(ロ) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(ハ) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、北陸信越運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(ニ) 処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行うこととする。

(2) 相続の認可

① 被相続人の死亡時における年齢が満75歳未満であること。

② 相続人が1. に定める基準を満たす者であること。

③ 申請の受付及び処分は、随時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。なお、法令の試験は、試験実施公示で定めるところにより実施することとする。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

② 譲受人の資格要件

1. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下の者であること。

③ 申請及び処分の時期等

(イ) 申請の受付

随時受け付けるものとする。

(ロ) 法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(ハ) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、北陸信越運輸局長が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(ニ) 処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行うこととする。

(2) 相続の認可

① 被相続人の死亡時における年齢が満75歳未満であること。

② 相続人が1. に定める基準を満たす者であること。

③ 申請の受付及び処分は、随時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。なお、法令及び地理の試験は、試験実施公示で定めるところにより実施することとする。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

7. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

8. 許可に付した期限及び条件の変更

上記1.～5.の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記1.～5.の定めるところにより審査するものとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記1.～7.のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

附 則（平成14年7月1日付け公示第23号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

ただし、次の経過措置を設けることとする。

(1) 1. (3)②別表のB. 2. の規定については、平成16年1月31日までに申請を受け付けたものについては、次の基準でもよいこととする。

① 申請する営業区域において5年以上運転経歴があること。

② 申請する営業区域において次に該当する期間が申請日を含み申請日前3年以内に2年以上ある者であること。

(イ) 自動車の運転を専ら職業としていた期間。

(ロ) 一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（当初運転者として雇用され、引き続き管理者となった者に限る。）。

(2) 既存事業者に限り4. (1)①(イ)及び4. (2)①の規定については、平成15年1月31日までに申請を受け付けたものについては、「年齢が満65歳以上満75歳以下であること」及び「被相続人の死亡時における年

7. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

8. 許可に付した期限及び条件の変更

上記1.～5.の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記1.～5.の定めるところにより審査するものとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記1.～7.のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

附 則（平成14年7月1日付け公示第23号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。

ただし、次の経過措置を設けることとする。

(1) 1. (3)②別表のB. 2. の規定については、平成16年1月31日までに申請を受け付けたものについては、次の基準でもよいこととする。

① 申請する営業区域において5年以上運転経歴があること。

② 申請する営業区域において次に該当する期間が申請日を含み申請日前3年以内に2年以上ある者であること。

(イ) 自動車の運転を専ら職業としていた期間。

(ロ) 一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（当初運転者として雇用され、引き続き管理者となった者に限る。）。

(2) 既存事業者に限り4. (1)①(イ)及び4. (2)①の規定については、平成15年1月31日までに申請を受け付けたものについては、「年齢が満65歳以上満75歳以下であること」及び「被相続人の死亡時における年

齡が満75歳以下であること」とする。

ただし、金沢交通圏及び富山交通圏に係る申請に限り、平成15年1月31日までに申請を受け付けたものについては、4.(2)①は適用せず、②本文の「1. に定める基準」のうち年齢の基準は、「74歳以下」とする。

2. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年11月15日付け国自旅第108号）の定めによるものとする。

3. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」（平成14年1月18日付け公示第93号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則（平成15年9月1日付け公示第60号で一部改正）

この公示は、平成15年9月1日から適用する。

附 則（平成16年2月23日付け公示第109号で一部改正）

この公示は、平成16年3月1日から適用する。

附 則（平成17年1月5日付け公示第109号で一部改正）

この公示は、平成17年1月5日から適用する。

附 則（平成17年2月1日付け公示第119号で一部改正）

この公示は、平成17年2月1日から適用する。

附 則（平成17年3月16日付け公示第142号で一部改正）

この公示は、平成17年3月21日から適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第12号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日から適用する。

附 則（平成24年2月1日付け公示第71号で一部改正）

この公示は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第89号）

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（平成27年1月19日付け公示第70号で一部改正）

この公示は、平成27年4月1日から適用する。

齡が満75歳以下であること」とする。

ただし、金沢交通圏及び富山交通圏に係る申請に限り、平成15年1月31日までに申請を受け付けたものについては、4.(2)①は適用せず、②本文の「1. に定める基準」のうち年齢の基準は、「74歳以下」とする。

2. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年11月15日付け国自旅第108号）の定めによるものとする。

3. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する審査基準について」（平成14年1月18日付け公示第93号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則（平成15年9月1日付け公示第60号で一部改正）

この公示は、平成15年9月1日から適用する。

附 則（平成16年2月23日付け公示第109号で一部改正）

この公示は、平成16年3月1日から適用する。

附 則（平成17年1月5日付け公示第109号で一部改正）

この公示は、平成17年1月5日から適用する。

附 則（平成17年2月1日付け公示第119号で一部改正）

この公示は、平成17年2月1日から適用する。

附 則（平成17年3月16日付け公示第142号で一部改正）

この公示は、平成17年3月21日から適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第12号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日から適用する。

附 則（平成24年2月1日付け公示第71号で一部改正）

この公示は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第89号）

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（平成27年1月19日付け公示第70号で一部改正）

この公示は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月28日付け公示第41号で一部改正）

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

なお、適用の際、現に同一営業区域内に営業所を有する個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、個人タクシー事業者乗務証の交付を受けるまでは、従前の写真票を車内に掲示すること。

附 則（平成28年12月20日付け公示第67号で一部改正）

改正後の公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和元年7月31日付け公示第29号で一部改正）

改正後の公示は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、改正後の2.（1）②並びに2.（2）①及び2.（2）⑭については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則（令和4年4月1日付け公示第4号で一部改正）

改正後の公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和6年1月25日付け公示第104号で一部改正）

改正後の公示は、令和6年1月25日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、改正後の3.（2）⑬については、平成14年1月31日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

附 則（令和6年5月20日付け公示第10号で一部改正）

改正後の公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

別表（略）

附 則（平成27年9月28日付け公示第41号で一部改正）

この公示は、平成27年10月1日から適用する。

なお、適用の際、現に同一営業区域内に営業所を有する個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、個人タクシー事業者乗務証の交付を受けるまでは、従前の写真票を車内に掲示すること。

附 則（平成28年12月20日付け公示第67号で一部改正）

改正後の公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和元年7月31日付け公示第29号で一部改正）

改正後の公示は、令和元年8月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、改正後の2.（1）②並びに2.（2）①及び2.（2）⑭については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用するものとする。

附 則（令和4年4月1日付け公示第4号で一部改正）

改正後の公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和6年1月25日付け公示第104号で一部改正）

改正後の公示は、令和6年1月25日以降に申請を受け付けたものから適用する。

なお、改正後の3.（2）⑬については、平成14年1月31日以前に個人タクシー事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

別表（略）